

有料老人ホーム「医療生協あおぞらハウス」利用規程

この利用規程は会津医療生活協同組合が運営する有料老人ホーム「医療生協あおぞらハウス」（住宅型有料老人ホーム）入居契約書（以下「入居契約書」といいます。）第5条の規定に基づき、「医療生協あおぞらハウス」の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者並びに来訪者（以下「入居者等」といいます。）が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、「医療生協あおぞらハウス」の良好な生活環境を確保することを目的とします。

1. 遵守義務

- （１）有料老人ホーム「医療生協あおぞらハウス」は、前項の入居契約書及び本利用規程に従って、管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとします。
- （２）入居者は、この利用規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

2. 入居対象者は、介護度１以上の方です。

3. 居室数及び入居者の定員

入居定員 ８名 １人部屋 ８室

4. 本契約に定める各種サービス内容およびその費用負担

- （１）入居料金は、以下の部屋代、食事代、共益費、サービス費を合算した金額とします。

①部屋代 月 29,000円

②食事代 １日 1,700円

③共益費 月 10,000円

（冬期間は15,000円、個別に利用される電気器具等は別料金です。）

④サービス費 １月 42,400円

- （２）医療費、日常生活用品、嗜好品、新聞、雑誌、通信費、おむつ代等入居者の私的な費用は基本料金には含まれません。
- （３）入居中の洗濯は、本人またはご家族にお願いすることを基本にしますが、当施設で行う場合は1回あたり200円（乾燥機使用の場合は300円加算）です。
- （４）入居者が買い物、通院、帰宅等で外出される際は、介護タクシーなどの外部サービスをご利用いただくこととなります。
- （５）入居される方には、寝具類及び衣類等の日常生活用品を準備していただきます。

5. ご面会

午前8時から午後8時頃まで可能ですが、相談及び状態の専門的な説明については、午前10時から午後3時の間をお願いします。飲酒しての面会や危険物の持込み等、他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮下さい。

6. 外出・外泊

外泊・外出については、前日までご連絡ください。当日食事中止の場合、食費を負担していただく場合があります。

7. 喫煙・飲酒

居室での喫煙は禁止です。喫煙は指定の場所でのみお願いします。飲酒は夕食時食堂で楽しんでいただく事ができます。各自で購入していただき職員が保管・管理します。喫煙・飲酒について健康上の理由で医師から指示がある場合は、その指示通りの対応となります。

8. 居室・設備・器具の利用

常に整理整頓を心がけ、清潔で快適な生活が維持できるようにご協力をお願いします。設備や器具の利用に際しては職員に御相談下さい。破損した場合は、実費をお支払いいただきたく場合がありますのでご了承ください。

9. 現金等の管理

個人の金銭管理（現金、預金通帳、印鑑等）は入居者本人及び身元引受人の責任で管理していただきます。利用者同士の貸し借りはご遠慮下さい。

10. 物品の保管

ご家族と相談し、居室で収納できる範囲でお持込み下さい。危険物の保管や収集物の保管はご遠慮いただきます。

11. 入院等の対応

入居中に医療が必要となった場合、職員が医療機関との連絡調整やご家族への連絡など適切に対応いたします。急変時には職員の判断で救急車にて搬送することもあります。ご入院を必要とされ、入院見込み期間もしくは入院期間が30日を超える場合は「契約解除」となります。

12. 協力医療機関

名 称 医療生協会津若松診療所

所在地 会津若松市東千石1丁目2番13号

13. 宗教活動・政治活動

思想・信仰は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動はご遠慮いただきます。

14. 買物・飲食物の管理

個人的な買物は個人の責任の範囲でお願いします。個人的な飲食物については、衛生管理上の理由により同意を得て処分させていただくことがあります。

15. 動物の飼育

個人的な動物の飼育はご遠慮いただいています。

16. 不慮の事故への対応

入居者の事故防止には万全を期しますが、サービス提供に伴う事故については責任を負います。但し、不慮の事故や自室内あるいは単独行動による事故等、入居者本人に起因するものについては責任を負いかねますのでご理解ください。

17. 苦情対応

サービス提供にあたって、苦情等がありましたら職員又は管理者に申し立て下さい。

苦情受付 勤務職員

苦情解決責任者 瓜生亜樹

18. カスタマーハラスメントを含むハラスメントの禁止

事業所は、ハラスメントを労働環境の確保・改善や医療・福祉・介護職員の社会的地位の保持及び向上・安定的な事業運営のための課題と位置づけ、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として以下の対応を行ないます。

- (1) 事業所は、入居者およびそのご家族等・保証人・その他関係者等からの身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント、およびカスタマーハラスメントなどをあわせて介護現場におけるハラスメントとして、入居者およびそのご家族等・保証人・その他関係者等への普及啓発を行います。
- (2) 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではありません。
 - ①暴言、威圧的な言動、人格や容姿を否定する発言
 - ②業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - ③合理性を欠く対面および電話等による長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - ④業務と無関係な場所への呼び出し
 - ⑤SNS等への職員等の個人情報や誹謗中傷などの書き込み
 - ⑥その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- (3) 事業所は、職員等が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとします。
- (4) ハラスメントに該当する行為が認められた場合、介護事業所は速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等による改善依頼・勧告を行います。また、職員の安全確保のために複数名での訪問体制への切り替えや、サービスの臨時停止措置を講じます。
- (5) 入居者およびそのご家族等・保証人・その他関係者等によるカスタマーハラスメント行為が改善されず、信頼関係が著しく損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、事業所は契約を解除することができます。

19. その他留意事項

故意に施設を汚したり、設備又は器物を破損しないで下さい。利用者等が設備等を故意に破損及び汚損させた場合は、修理に要する費用を利用者等に請求させていただきます。

この規程の改廃は会津医療生活協同組合理事会で行うこととします。

この規程は2005年4月1日から施行する。

この規程は2005年10月1日から施行する。

この規程は2006年4月1日から施行する。

この規程は2007年6月1日から施行する。

この規程は2007年9月1日から施行する。

この規程は2009年9月1日から施行する。

この規程は2013年10月1日から施行する。

この規程は2014年1月1日から施行する。

この規程は2014年4月1日から施行する。

この規程は2015年10月1日から施行する。

この規程は2019年6月1日から施行する。

この規程は2020年3月1日から施行する。

この規程は2021年7月1日から施行する。

この規程は2025年11月1日から施行する。

この規程は2026年10月1日から施行する。